

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十六号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>十一の四 (略)</p> <p>(1) (10) (略)</p> <p>(11) 法第四十九条第一項の規定による立入調査(1)、(5)及び(8)に規定する許可(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号。以下この号において「基盤法」という。))第十四条の規定により(1)又は(5)に規定する許可があったものとみなされる基盤法第十二条第一項に基づく認定のうち、基盤法第十二条第六項の規定により知事が同意するものを除く。)、(3)及び(7)に規定する協議並びに(15)に規定する処分に係るものに限る。</p>	市町	<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>十一の四 (略)</p> <p>(1) (10) (略)</p> <p>(11) 法第四十九条第一項の規定による立入調査(1)、(5)及び(8)に規定する許可、(3)及び(7)に規定する協議並びに(15)に規定する処分に係るものに限る。</p>	市町
<p>(12) (14) (略)</p> <p>(15) 法第五十一条第一項の規定による違反転用に対する許可の取消し等の処分(1)及び(5)に規定する許可(基盤法第十四条の規定により(1)又は(5)に規定する許可があったものとみなされる基盤法第十二条第一項に基づく認定のうち、基盤法第十二条第六項の規定に</p>	(略)	<p>(12) (14) (略)</p> <p>(15) 法第五十一条第一項の規定による違反転用に対する許可の取消し等の処分(1)及び(5)に規定する許可並びに(2)及び(6)に規定する条件の付加に係るものに限る。)</p>	(略)

事務	第三条 (略)	<p>(12) (39) (略)</p> <p>(11) 条例第四十条第一項の規定による報告の受付(宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和五年広島県条例第三号)附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の条例第四十条第一項の規定による報告の受付を含む。)</p>	<p>三十三 (略)</p> <p>(1) (10) (略)</p> <p>(2) 条例第四十条の二第二項第五号の規定によるがけ付近の建築物の安全性の認定</p> <p>(3) (5) (略)</p>	<p>三十三 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第四十条の二第二項第五号の規定によるがけ付近の建築物の安全性の認定</p> <p>(3) (5) (略)</p> <p>の許可を受けるなければならないものにあつては同一の事業の目的に供するための四ヘクタールを超える農地又は採草放牧地の転用のための権利移動に係るものを除く。)</p>	<p>二十一の二の二 (略)</p> <p>二十一の二の三 農業経営基盤強化促進法(以下この号において「法」という。)第十二条第六項の規定による同意(法第六条第五項の同意を得た市町の一の市町の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者が作成する農業経営改善計画に係る同意であつて、農地法第四十条第一項の許可を受けなければならないものにあつては同一の事業の目的に供するための四ヘクタールを超える農地の転用に係るものを、農地法第五条第一項の許可を受けなければならないものにあつては同一の事業の目的に供するための四ヘクタールを超える農地又は採草放牧地の転用のための権利移動に係るものを除く。)</p>	<p>(16) (18) (略)</p> <p>より知事が同意するものを除く。)並びに(2)及び(6)に規定する条件の付加に係るものに限る。(16)から(18)までにおいて同じ。)</p>
市町	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	市町(広島市、府中町、海田町及び坂町を除く。)
事務	第三条 (略)	<p>(12) (39) (略)</p> <p>(11) 条例第四十条第一項の規定による報告の受付</p>	<p>三十三 (略)</p> <p>(1) (10) (略)</p> <p>(2) 条例第四十条の二第二項第四号の規定によるがけ付近の建築物の安全性の認定</p> <p>(3) (5) (略)</p>	<p>三十三 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第四十条の二第二項第四号の規定によるがけ付近の建築物の安全性の認定</p> <p>(3) (5) (略)</p>	<p>二十一の二の二 (略)</p>	<p>(16) (18) (略)</p>
市町	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>五 (建築基準法関係) (略) (1) (16) (略) (17) 条例第四条の二第二項第五号の規定によるがけ付近の建築物の安全性の認定 (18) (略)</p>	(略)	<p>五 (建築基準法関係) (略) (1) (16) (略) (17) 条例第四条の二第二項第四号の規定によるがけ付近の建築物の安全性の認定 (18) (略)</p>	(略)
--	-----	--	-----

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	<p>第二条 (略) 事務</p>	市町	<p>十六の二 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号。以下この号において「法」という。)附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる法による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下この号において「旧法」という。)第三条第一項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事について、旧法第八条第一項本文の許可を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事に係る次に掲げる事務</p>
	改正前	第二条 (略) 事務	<p>十六の二 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号。以下この号において「法」という。)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる次に掲げる事務</p>
(1) (16) (略)	(略)	<p>(1) 法による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下この号において「旧法」という。)第八条第一項本文の規定による宅地造成に関する工事の許可 (2) 旧法第八条第三項(旧法第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による条件の設定 (3) 旧法第十条第二項(旧法第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による許可又は不許可の通知 (4) 旧法第十一条(旧法第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による宅地造成に関する工事の協議 (5) (20) (略) (21) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関</p>	(略)

<p>(17) 宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年農林水産省令・国土交通省令第三号）による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第三十条の規定による旧法第八条第一項又は旧法第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付</p> <p>(18) (1)から(17)までに掲げるもののほか、別に規則で定めるもの</p> <p>(16)の二の二 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この号において「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十一年建設省令第三号。以下この号において「省令」という。）</p> <p>(1) 法第四条第一項の規定による基礎調査の実施（盛土の面積が三千平方メートル以上に掲げる事務は、は盛土をする前の地盤面の水竹原市、三原市、平面向対する角度が二十度以上尾道市、三次市、上かつ盛土の高さが五メートル東広島市及び廿日市以上の盛土造成地（以下「大規模盛土造成地」という。）に限り、）</p> <p>(2) 法第四条第二項の規定による基礎調査の結果の公表（大規模盛土造成地に限り、）</p> <p>(3) 法第五条第一項の規定による基礎調査のための土地の立入り（大規模盛土造成地に限り、）</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、熊野町、坂町及び神石高原町（造成等の面積が一万平方メートル未満のものに限る。）</p> <p>条第二項又は法第三十四条第二項に基づく事務のうちに掲げるもの規定する工事における(17)から(19)まで</p> <p>大規模盛土造成地（以下「大規模盛土造成地」という。）に限り、）</p>	<p>(24) (1)から(23)までに掲げるもののほか、別に規則で定めるもの</p> <p>(23) 旧政令第二十四条により委任された国土交通省令の規定による旧法第八条第一項又は旧法第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付</p> <p>(22) 旧政令第十五条第二項の規定による技術的基準の強化又は必要な技術的基準の付加</p> <p>(21) 旧政令第十五条第一項の規定による他の措置をとることの設定</p> <p>(20) 旧政令第十六号。以下この号において「旧政令」という。）</p> <p>(19) 係政令の整備に関する政令（令和四年政令第三百九十三号）による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下この号において「旧政令」という。）</p>
---	---	--

- 
- (4) 法第六条第一項の規定による土地の試掘等の許可（大規模盛土造成地に限る。）及び所有者等への意見陳述の機会の付与
- (5) 法第八条第一項の規定による土地の立入り等に伴う損失の補償（大規模盛土造成地に限る。）
- (6) 法第十二条第一項本文の規定による宅地造成等に関する工事の許可
- (7) 法第十二条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の設定
- (8) 法第十二条第四項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による土地の所在地等の公表
- (9) 法第十四条第二項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付又は不許可の通知
- (10) 法第十五条第一項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等に関する工事の協議
- (11) 法第十六条第一項本文の規定による宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可
- (12) 法第十六条第二項の規定による軽微な変更の届出の受付
- (13) 法第十七条第一項の規定による工事完了の検査
- (14) 法第十七条第二項の規定による検査済証の交付
- (15) 法第十七条第四項の規定による工事完了の確認
- (16) 法第十七条第五項の規定による確認済証の交付
- (17) 法第十八条第一項の規定による特定工程に係る工事の間検査
- (18) 法第十八条第二項の規定による中間検査合格証の交付
- (19) 法第十九条第一項の規定による定期の報告の受付
- (20) 法第二十条第一項の規定による許可の取消し
- (21) 法第二十条第二項の規定による工事の施行の停止又は災害防止措置の命令
- (22) 法第二十条第三項の規定に
- 
- 
-

- よる土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の命令
- (23) 法第二十条第四項の規定による工事の施行の停止又は作業の停止の命令
- (24) 法第二十条第五項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の全部又は一部の執行及び公告
- (25) 法第二十条第六項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の執行に要した費用の工事主等又は土地所有者等への負担の措置
- (26) 法第二十一条第一項の規定による工事の届出の受付
- (27) 法第二十一条第二項の規定による土地の所在地等の公表
- (28) 法第二十一条第三項の規定による工事着手の届出の受付
- (29) 法第二十一条第四項の規定による公共施設用地の宅地又は農地等への転用の届出の受付
- (30) 法第二十二条第二項の規定による災害防止措置の勧告
- (31) 法第二十三条第一項及び第二項の規定による改善命令
- (32) 法第二十四条第一項の規定による立入検査
- (33) 法第二十五条の規定による工事の状況の報告の徴取
- (34) 法第三十条第一項本文の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可
- (35) 法第三十条第三項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の設定
- (36) 法第三十条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による土地の所在地等の公表
- (37) 法第三十三条第二項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付又は不許可の通知
- (38) 法第三十四条第一項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議

- 
- (39) 法第三十五条第一項本文の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可
- (40) 法第三十五条第二項の規定による軽微な変更の届出の受付
- (41) 法第三十六条第一項の規定による工事完了の検査
- (42) 法第三十六条第二項の規定による検査済証の交付
- (43) 法第三十六条第四項の規定による工事完了の確認
- (44) 法第三十六条第五項の規定による確認済証の交付
- (45) 法第三十七条第一項の規定による特定工程に係る工事の中間検査
- (46) 法第三十七条第二項の規定による中間検査合格証の交付
- (47) 法第三十八条第一項の規定による定期の報告の受付
- (48) 法第三十九条第一項の規定による許可の取消し
- (49) 法第三十九条第二項の規定による工事の施行の停止又は災害防止措置の命令
- (50) 法第三十九条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の命令
- (51) 法第三十九条第四項の規定による工事の施行の停止又は作業の停止の命令
- (52) 法第三十九条第五項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の全部又は一部の執行及び公告
- (53) 法第三十九条第六項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の執行に要した費用の工事主等又は土地所有者等への負担の措置
- (54) 法第四十条第一項の規定による工事の届出の受付
- (55) 法第四十条第二項の規定による土地の所在地等の公表
- (56) 法第四十条第三項の規定による工事着手の届出の受付
- (57) 法第四十条第四項の規定による公共施設用地の宅地又は農地等への転用の届出の受付
- (58) 法第四十一条第二項の規定による災害防止措置の勧告
- 
- 
-

<p>(59) 法第四十二条第一項及び第二項の規定による改善命令</p> <p>(60) 法第四十三条第一項の規定による立入検査</p> <p>(61) 法第四十四条の規定による工事の状況の報告の徴取</p> <p>(62) 政令第二十条第一項の規定による他の措置をとることの 設定</p> <p>(63) 政令第二十条第二項の規定による技術的基準の強化又は必要な技術的基準の付加</p> <p>(64) 省令第八十八条の規定による法第十二条第一項、法第三十条第一項又は法第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付</p> <p>(65) (1)から(64)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>三十 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第四条の二第二項第六号の規定によるがけ付近の建築物の安全性の認定</p> <p>(3) (5) (略)</p>	<p>三十三の三 (略)</p> <p>(1) (10) (略)</p> <p>(11) 条例第十六条本文の規定による土砂埋立行為の許可及び同条第八号の規定による法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為である旨の届出の受付(土砂埋立区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。(12)から(27)まで及び(37)から(39)までにおいて同じ。)</p> <p>(12) (40) (略)</p>	<p>三十五 (略)</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>三十 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第四条の二第二項第五号の規定によるがけ付近の建築物の安全性の認定</p> <p>(3) (5) (略)</p>	<p>三十三の三 (略)</p> <p>(1) (10) (略)</p> <p>(11) 条例第十六条本文の規定による土砂埋立行為の許可及び同条第七号の規定による法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為である旨の届出の受付(土砂埋立区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。(12)から(27)まで及び(37)から(39)までにおいて同じ。)</p> <p>(12) (40) (略)</p>	<p>三十五 (略)</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>



<p>事務</p>	<p>第三条 (略)</p>	<p>第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)(勧告を除く。)、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(5)から(7)まで及び(14)、第十六号の二の二(20)から(22)まで、(31)、(48)から(50)まで及び(59)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)(勧告を除く。)、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(2)、第二十一号の二(1)及び(3)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>
<p>市町</p>		<p>(略)</p>
<p>事務</p>	<p>第三条 (略)</p>	<p>第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)(勧告を除く。)、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(9)から(12)まで及び(18)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)(勧告を除く。)、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(2)、第二十一号の二(1)及び(3)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>
<p>市町</p>		<p>(略)</p>

<p>五 (建築基準法関係) (略) (1) (16) (略) (17) 条例第四条の二第二項第六号の規定によるがけ付近の建築物の安全性の認定 (18) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>五 (建築基準法関係) (略) (1) (16) (略) (17) 条例第四条の二第二項第五号の規定によるがけ付近の建築物の安全性の認定 (18) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(宅地造成等規制法関係) 十六 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(以下この号において「法」という。) 附則第二條第二項の規定により、なお従前の例によることとされる法による改正前の宅地造成等規制法(以下この号において「旧法」という。) 第三條第一項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事について、旧法第八條第一項本文の許可を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事に係る次に掲げる事務</p> <p>(1) (4) (略) (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、別に規則で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>(宅地造成等規制法関係) 十六 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(以下この号において「法」という。) 附則第二條第二項の規定により、なお従前の例によることとされる法による改正前の宅地造成等規制法(以下この号において「旧法」という。) 第八條第一項本文の規定による宅地造成に関する工事の許可 (1) 法による改正前の宅地造成等規制法(以下この号において「旧法」という。) 第八條第一項本文の規定による宅地造成に関する工事の許可 (2) 旧法第十一條(旧法第十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定による宅地造成に関する工事の協議 (3) (6) (略) (7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、別に規則で定めるもの</p>	<p>(略)</p>
<p>(宅地造成及び特定盛土等規制法関係) 十六の二 宅地造成及び特定盛土等規制法(以下この号において「法」という。) 及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第十二條第一項本文の規定による宅地造成等に関する工事の許可 (2) 法第十五條第一項(法第十六條第三項において準用する場合を含む。)の規定による宅地造成等に関する工事の協議 (3) 法第十六條第一項本文の規定による宅地造成等に関する</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町(竹原市、三原市、尾道市、三島市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、熊野町、坂町及び神石</p>		

<p>(4) 工事の計画の変更の許可 法第十六条第二項の規定による軽微な変更の届出の受付 法第十七条第一項の規定による工事完了の検査 法第十七条第四項の規定による工事完了の確認 法第十八条第一項の規定による特定工程に係る工事の中間検査 法第十九条第一項の規定による定期の報告の受付 法第二十一条第一項の規定による工事の届出の受付 法第二十一条第三項の規定による工事着手の届出の受付 法第二十一条第四項の規定による公共施設用地の宅地又は農地等への転用の届出の受付 法第三十条第一項本文の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可 法第三十四条第一項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議 法第三十五条第一項本文の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可 法第三十五条第二項の規定による軽微な変更の届出の受付 法第三十六条第一項の規定による工事完了の検査 法第三十六条第四項の規定による工事完了の確認 法第三十七条第一項の規定による特定工程に係る工事の中間検査 法第三十八条第一項の規定による定期の報告の受付 法第四十条第一項の規定による工事の届出の受付 法第四十条第三項の規定による工事着手の届出の受付 法第四十条第四項の規定による公共施設用地の宅地又は農地等への転用の届出の受付 (1)から(22)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>高原町については、造成等の面積が一万平方米メートル以上のものに限り、大竹市、安芸高田市、熊野町、坂町及び神石高原町については、法第十五条第二項又は法第三十四条第二項に規定する工事に於ける(7)、(8)、(18)及び(19)に掲げる事務は造成等の面積が一万平方メートル未満のものを含まず。</p>
--	--

## 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める

日